

【カーボンオフセットサービス約款】

第1条（本約款の適用範囲・変更）

- ① カーボンオフセットサービス約款（以下「本約款」という。）は、三菱HCキャピタルITパートナーズ株式会社（以下「甲」という。）がお客様（以下「乙」という。）との間のレンタル契約又はリース契約（以下「レンタル等契約」という。）の付加サービスとして提供する「カーボンオフセットサービス」（以下「本サービス」という。）に適用される約款とします。
- ② 本約款の内容とレンタル等契約の特約において本サービスに関してなされる甲乙間の合意内容が矛盾・抵触する場合は、レンタル等契約の特約の規定を優先して適用します。
- ③ 甲は民法の規定に従い、乙の承諾を得ることなく本約款の内容を変更できるものとします。この場合、甲は甲が別途定める場合を除き、甲のウェブサイト内の適宜の場所に変更後の約款を掲示するものとし、当該掲示時点から1ヵ月（但し、個別の変更においてそれより長い期間を変更後の約款の公表と合わせて甲が定めた場合には当該期間とする。）後に変更の効力が生じ、本サービスには変更後の本約款が適用されるものとします。

第2条（本サービスの内容）

- ① 本サービスの内容は、レンタル等契約の目的物件であるレンタル物件又はリース物件（以下「契約物件」という。）から排出される温室効果ガス相当量について、その量に見合った温室効果ガス排出削減・吸収量をもたらすプロジェクトへの投資等を行うことで中和・相殺させるサービスとし、甲は本約款の規定に基づき乙に本サービスを提供します。尚、本約款において、当該プロジェクトへの投資行為等を「オフセット行為」、それによって実現する温室効果ガスの排出削減・吸収量について「クレジット」と呼称するものとします。また、このクレジットはJ-クレジット制度に基づき認証された排出削減・吸収量となります。
- ② 甲は、本サービスの提供にあたり、オフセット行為にて使用するクレジットの数量、その発生源となるプロジェクトの内容、並びにその実行日について書面にて乙に通知します。
- ③ 甲は、本サービスに係るオフセット行為が完了した場合は、乙に対して、J-クレジット登録簿システムが発行する当該オフセット行為の対象となったクレジットの識別番号その他の事項が記載された書面（電磁的記録を含む。）を交付します。
- ④ 甲は、クレジットの移転その他の取引等に係るシステムの異常その他オフセット行為を不可能にする事情が生じている間（第4条第1項の事由が生じている場合を含む。）は、本サービスを履行する義

務を免れるものとし、乙はあらかじめそれを承諾します。

第3条（本サービスの委託先）

甲は、本サービスの提供にあたり、三菱HCキャピタル株式会社（以下、「丙」という。）に委託して行うものとし、乙はあらかじめそれを承諾します。

第4条（本サービスの中止）

- ① 次の事項に該当する場合、甲は本サービスの全部または一部の提供を中止または終了することができるものとし、
- (1) 天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動、その他これに類する事情が発生した場合
 - (2) クレジットの移転その他の取引等に係るシステムの異常が発生した場合
 - (3) 甲が乙に提供する本サービスに係る業務について甲丙間での業務委託契約が成立せず、または、成立した契約が途中で終了・失効した場合。
 - (4) その他、甲または丙の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供が不可能または著しく困難になる事情が発生した場合
- ② 前項によって本サービスが提供されることなく中止または終了する場合、甲は遅滞なく乙に対してその旨を通知するものとし、乙は当該通知以降に発生するサービス料金（第6条規定のレンタル料又はリース料に含まれるサービス料金として別途甲が乙に通知する料金とします。）の支払を免れます。但し、当該通知時点において既に支払い済みのサービス料金の返還はなされないものとし、また、乙は本サービスが提供されないことを理由としてレンタル等契約の解除、上記サービス料金相当額を超えるレンタル料等の支払の拒絶等の主張をすることはできないものとし、

第5条（免責）

甲は、本サービスの提供にあたり、次の事項について保証するものではなく、またそれによって発生した損害については何らの責任を負いません。

- (1) クレジットの価値、財産性又は法的確実性の有無やその程度又は内容
- (2) クレジットの発生根拠となった制度の存続性や法的確実性

- (3) クレジットの発生源となるプロジェクトの適法性、有効性、妥当性又はクレジットの発生根拠となった制度への適合性
- (4) その他、甲の責めに起因しない事由に基づく損害

第6条（サービス料金）

- ① 本サービスに係るサービス料金は、レンタル等契約におけるレンタル料又はリース料に含まれているものとし、乙は別途本サービスに係るサービス料金の支払義務を負いません。
- ② 甲の責めに帰すべき事由により本サービスが実施されなかった場合を除き、本サービス実施の有無にかかわらず、甲から乙に対するサービス料金の返還はなされないものとします。
- ③ 甲の本サービスの提供は、レンタル等契約の締結、レンタル等契約に基づく契約物件に係る検収・引渡し手続きが、甲が別途通知する検収期限までに完了することを前提になされるものとし、甲の責に帰すべき事由によらずこれらの手続きが遅延し、または、レンタル等契約が解除・失効した場合（乙の責に帰すべき事由がない場合を含む。）にして、甲が本サービスに係る委託費用の支払い、その他の費用の負担をしたものの、レンタル料等に含まれる本サービスのサービス料金を受領できない等の損害が発生した場合、乙は甲の請求に基づき当該損害を賠償します。

第7条（守秘義務）

甲及び乙は、本約款に別途規定される場合のほか、レンタル等契約もしくは本サービスの提供にあたり業務上知り得た情報について、目的外に利用し又は漏洩しないものとします。但し、法令等に基づき開示する場合、又は、役員、従業員又は弁護士、公認会計士、税理士、気候変動対策認証センター、その他法令上の守秘義務を負う専門家に開示する場合、甲が丙に開示する場合、及び相手方当事者の承諾を得た場合はこの限りではありません。

以上